

議案第五号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成十三年杉並区条例第四十  
四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（電気通信回線による他の市町村長への通知）

第三条の二 法第九条第三項、第十二条の二第五項及び第二十四条の二第五項並びに住民  
基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。）第三十条  
の二十三第四項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に  
送信する事項は次のとおりとする。

一 法第九条第一項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の  
記載をした旨

二 法第十二条の二第二項及び第三項に規定する政令で定める事項

三 法第二十四条の二第三項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届

を受けた旨

四 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項

五 令第三十条の二十三第三項に規定する住民基本台帳カードの返納を受けた旨

第四条中「及び住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。）」を「並びに令」に改め、「第十三条第四項」の下に「及び第三十条の第二十五項」を加え、同条に次の一号を加える。

八 令第三十条の二十五第一項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

第五条第二項第七号中「及び」を「並びに」に改め、「第十三条第三項」の下に「及び第三十条の二十五第一項」を加え、同項に次の二号を加える。

八 令第三十条の二十三第三項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の交付市町村長への通知

九 令第三十条の二十三第三項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の区長への通知

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部が施行されたこと等に伴い、電気通信回線による他の区市町村長への通知事項を定める等の必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例  
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知)</p> <p>第三条の二 法第九条第三項、第十二条の二第五項及び第二十四条の二第五項並びに住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。)第三十条の二十三第四項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は次のとおりとする。</p> <p>一 法第九条第一項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨</p> <p>二 法第十二条の二第二項及び第三項に規定する政令で定める事項</p>	

三 法第二十四条の二第三項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた旨

四 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項

五 令第三十条の二十三第三項に規定する住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(電気通信回線による東京都知事への通知)

第四条 法第三十条の五第二項並びに令

第十三条第

四項及び第三十条の二十五第二項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は次のとおりとする。

一 七 略

八 令第三十条の二十五第一項に規定する

住民基本台帳カードを交付した旨、住民

基本台帳カードを紛失した旨の届出を受

(電気通信回線による東京都知事への通知)

第四条 法第三十条の五第二項及び住民基本

台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九

十二号。以下「令」という。)第十三条第

四項 の規定に

基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は次のとおりとする。

一 七 略

けた旨、紛失した住民基本台帳カードを  
発見した旨の届出を受けた旨、住民基本  
台帳カードがその効力を失ったことを知  
った旨又は住民基本台帳カードの返納を  
受けた旨

(審議会への報告等)

第五条 略

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事  
項とする。

一 六 略

七 法第三十条の五第一項並びに令第十三  
条第三項及び第三十条の二十五第一項の  
規定による前条各号に掲げる事項の東京  
都知事への通知

八 令第三十条の二十三第三項の規定によ  
る住民基本台帳カードの返納を受けた旨  
の交付市町村長への通知

九 令第三十条の二十三第三項の規定によ  
る住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(審議会への報告等)

第五条 略

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事  
項とする。

一 六 略

七 法第三十条の五第一項及び令第十三  
条第三項の  
規定による前条各号に掲げる事項の東京  
都知事への通知

3

略の区長への通知

---

3

略